# ○環境省告示第四十三号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則 (平成十七年農林水産省 環

境省令第二号) 第二十九 条の六  $\mathcal{O}$ 規定に基づき、 主務大臣が定める消毒又は廃棄の 命 令  $\mathcal{O}$ 基 準を次  $\mathcal{O}$ 

ように定め、公布の日から適用する。

令和五年五月三十一日

環境大臣 西村 明宏

特 定 外 来生 物 による生態 系等に係 る被 害  $\mathcal{O}$ 防 止 に関 す る法 律施 行 規則 第二十 九 条  $\mathcal{O}$ 六  $\mathcal{O}$ 規 定

に ょ り 主 一務大 臣 が 定め る消 毒 又は 廃 棄  $\mathcal{O}$ 命 令  $\mathcal{O}$ 基 進

あ ŋ 科特 定外 来 生 物 に 係 る 消 毒  $\mathcal{O}$ 命 令  $\mathcal{O}$ 基 潍

第 条 特 定 外来 生 物 に よる生態 系 等に 係 る被 害  $\mathcal{O}$ 防 止 に 関 す る法 律 施 行 規 則 ( 以 下 「 規 則 とい

う。 第二十 九 条 の六 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ る特 定外 来 生 物 に ょ る生 一態系等 に係 る 被害  $\mathcal{O}$ 防 止 に 関 す る

法 律 (平成 十六 年 法 律 第七 十八 号。 以下 法」 とい 、 う。 第二十 兀 条  $\mathcal{O}$ 第 項 E 基 づ き 定  $\Diamond$ る 要

緊急 対処特定外 来生物 を除 くあ ŋ /科に 属する特定外来生物 ( 以 下 あ ŋ 科 特定 外来 生 物

う。 (法第二十六条第二項に規定する「特定外来生物被害防止取締官」をいう。 )に係る消毒の命令の基準は、 次に掲げるとおりとする。ただし、 特定外来生物被害防止取締 以下同じ。) が、 特

に必要があると認めて別段の指示をした場合は、

当該指示に従って消毒を行うものとする。

障 科特定外 科特定外 条の規定による輸入の許可を受ける前 が 輸入品又はその容器包装 な と特定外来生物被害防 来生物が僅少である場合その他あ 来生物が発見された場合は、 (当該輸入品につき関税法 近取締 官が認める場合にあっては、 輸入品等の荷口 のものに限る。 り科特定外来生物による被害の防止 以 下 の全部を消毒すること。ただし、 (昭和二十九年法律第六十一号) 第六十七 「輸入品等」という。) 当該荷 П 0 のため 部 において を消毒 0) 当該 取 締 するこ 上支 あ 2

輸 入品 等の 所在す る土地に お į١ てあり科特定外来生物が発見された場合は、 当該土地及びその

周辺

0

土

地

を消

毒すること。

とで足りる。

ること。

三 輸 入 品 等の 所在する施設においてあり科特定外来生物が発見された場合は、 当該施設を消毒す

林

省告示

第二百六号。

以 下

「規程」

という。

別表第三の

方法

の欄

の六か

ら十までに定め

る基準

進

毒 する場合は、 同法第九条第一 項に基づく消毒に係る基準 **(輸** 入植 物検 疫規程 (昭 和 十 五 年農

又 は 植 物 防 )疫法、 植 物 防 疫法 施 行 規 則 (昭 和二十五 年農林省令第七十三号) 及び規程 に 基 ゴづく 検

疫に係 る 要綱  $\mathcal{O}$ 別 表 で定める消 毒 方法 の基 準 (臭化メチル、 燐 化アルミニウ ム又は 青 酸 ガ ス を用

いる方法であるものに限る。))と同様の方法で行うこと。

五. 植 物 防 疫法 第 八条に基づく検査  $\mathcal{O}$ 対 象とならな 1 輸 入品等を消 毒する場合は、 特 定外 来生物: 被 3

ゾ ] ル 剤 を用 1 た方法で行うこと。 ただし、 ワ ンプ ツ シ ユ 式 エ ア 'J' ル 剤 を 用 1 て 消 毒 が 行 わ n 害

防

止

取

締

官

 $\mathcal{O}$ 

指

示

に基づき、

別表

第

に定め

る方法

又

は

別

表

第二に定め

るワンプ

ツ

シ

ユ

式

工

ア

た場 合 に お 1 7 は 消毒 が 的 確 に実 施されたことを特 定外 来 生物 被 害 防 止 取 締 官 が 確 認 す るとと

ŧ に、 確 認  $\mathcal{O}$ 結 果、 あ り 科 特 定 外来 生 物 を 取 ŋ 除 くた 8 に更なる消 毒 が 必 要と認  $\Diamond$ るときは 再

度、 特 定 外 来 生 物 被 害 防 止 取 締 官  $\mathcal{O}$ 指 示 に . 基 づ き消 毒 を行うこと。

六 土 地 を 消 毒する場合は、 特定外来生物 被害防止 取 締官の指示に基づき別表第二に定めるベイト

剤を用いた方法で行うこと。

七 施設を消毒する場合は、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき別表第二に定めるワン

プッシュ式エアゾール剤を用いた方法で行うこと。

八 輸入品等を消毒する場合は、 規程別 表第四又は別表第五に基づき定められている基準に該当す

る構造を具備する倉庫又はサイ 口であ って特定外来生物被害防 止 取 締官が指定する場所に お 1 7

行うこと。 ただし、 ワンプッシ ユ式 エアゾー ル 剤を用 ζ) る場合についてはこの 限 りでは な \ <u>`</u>

九 前各号に掲げる消 毒 0 実施 に当たっては、 植物検疫くん蒸における危害防 止 対策 要綱 昭 和 兀 4

十三年四月二十二日四十三農政  $\Box$ 第六百九十九号) で定める対策と同 様 の消 毒方法に応じた対 策

をとること。

(あり科特定外来生物に係る廃棄の命令の基準)

第二条 規則 第二十九条の六第一 項 0 規定による法第二十四条の三第一 項に基づく廃 棄  $\mathcal{O}$ 命 令  $\mathcal{O}$ 基

は、 あ り 科 特 定 外 来生物 を発見し た場合であって、 前条に定める基 生準に従 って 行う消力 毒 にこ ょ り 当 該

あ ŋ /科特定: 外来生物を十分に取り除くことが困難であると特定外来生物被害防 止 取 締 官が 認めた場

合に、 当該あり科特定外来生物の付着し、 又は混入している輸入品等又は施設を、 前条に定める基

準に従って消毒を行い、 適切な逸出防 止措置をとった上で、 廃棄物 の処理及び清掃 に 関する法 律

昭昭 和四十五年法律第百三十七号)その他関係法令に従って廃棄することとする。 ただし、 対象と

合につい なる輸入品等又は ては、 前 条の基準に従 施設について、 · つ 当該輸 た消毒をすることを要しな 入品等又は施 設が密閉された状態で直接焼却処理をする場

(あり科要緊急対処特定外来生物に係る消毒の命令の基準)

第三条 規則 第二十-九条の六第二項にお いて読み替えて準用す んる同じ 条第 項の規定による法第二十四

条 要緊急対  $\mathcal{O}$ 五第四 処 特定外 頃に お 来生物 7 て 読 み替えて準用する法第二十四条 ( 以 下 「あ ŋ 科要緊急対処特定外来生 の三第 物 一項に基づき定めるあ という。) に係る る 消 り 科 毒 12  $\mathcal{O}$ 属 命 する 令  $\mathcal{O}$ 

基準 は、 次に掲げるとおりとする。 ただし、 特定外来生 物 被害 防 止 取締 官 が 特 に必要が あ ると認

て別 段 0 指 宗をし ) た場: 『合は、 当該指 示に従って消毒を行うも のとす

物 品品 又 はその容器 包装 ( 以 下 物物 品等」 という。) にお *\* \ て あ ŋ 科要緊急対処特定外 来生物 が

発見され た場合は、 その荷 П 0 全部を消毒すること。 ただし、 当該 あり科要緊急対 処特定外来 生

が 物が僅少である場合その他あり科要緊急対処特定外来生物による被害の防止のための取 ないと特定外来生物被害防止取締官が認める場合にあっては、 当該荷 П  $\mathcal{O}$ 一部を消毒すること 締上支障

土地におい てあり科要緊急対処特定外来生物が発見された場合は、 当該土地及びその周辺の土

地を消毒すること。

で足りる。

三 施設 に におい てあり科要緊急対処特定外来生物が発見された場合は、 当該施設を消毒すること。

兀 植物 防 疫法第八条に基づく検査の対象となる輸入品等を消毒する場合は 同 法第 九条第一項に 6

基づく消毒に係る基

準

(規程

別表第三の方法

位の欄

の六

から十までに定める基

準又

は

植

物

防

疫法、

植 物防 疫法 施 行 規 則 及び 規程 に基づく検疫に係 る要綱  $\mathcal{O}$ 別表で定める消 毒 方法  $\mathcal{O}$ 基 準 (臭化) メチ

ル、 燐 化 アル ミニウ ム又は青 酸 ガスを用い 、る方法 であるものに限る。 と同様 の方法で行うこ

と。

五. 輸 入 時 に お 1 、 て植: 物 防疫法 第八条に基づく検査 の対象となる物 品等であ って、 通関 後に 消 毒 0

必 要が 生じたものに お į, ては、 特定外来生物被害防 止 取 協信 の指示に基づき、 規程 別 表第三の方

合にお 用 る方法 法 に 確 ζì 係る要綱 認  $\mathcal{O}$ 欄 の結 た方法で行うものとする。 であるも の六から十までに定める基準又は植 いては、 果、  $\mathcal{O}$ 別表で定める消毒方法 あ 消 り のに限る。 科 毒 が 要緊急対 ?的確 に実施されたことを特定外 と同じ 処 特定外 ただし、 様 の基準 の方法又は別表第二に定めるワンプッシ 来生物を取 ワンプッシ 物防疫法、 (臭化メチル、 り除 ユ 式 来生物被害防 植物防疫法施行規則及び規程に基づく検疫 くために更なる消 工 アゾ 燐化アルミニウ ル 剤を用 止 取 毒 締 が 官 ム又は青 7 て消 が ユ 必要と認め 式 確 毒 認 工 ア が 酸 するとともに、 ゾ ガ 行 ス る場合に 1 わ を用 れ ル た場 剤 を 1

六 ゾ 場合には、 もに、 防 た 場合 植物 止 取 ル に 締 防 確 剤 疫法 認 お を用 官 再度、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 1 第 指 結 7 1 果、 八条に基づく検 は た方法で行うこと。 示 特定外来生物被害防 に基づき、 消毒 あ ŋ 科 が 的 要緊急対 確 別 査 表第 に実  $\overline{\mathcal{O}}$ 処 (施されたことを特定外 ただし、 対 特定 止取 に定める方法 象とならな 外 締官の指示に基づき消毒を行うこと。 来生 ワ ンプ 物 1 又は を ツ 物 取 シ 品等を消 別 ŋ ユ 表 除 式 来 公第二に くため 生 工 物 ア 毒する場合 被 'J' に 定める 害 更なる消毒 防 ル 剤 止 ワンプ は、 取 を 用 締 特定 官 1 が が 7 ツ 外 必 消 確 シ 要と認 来 認 毒 ユ 生 す 式 が 物 行 工 T 被 め わ 害 れ

は、

再

度、

特定外来生物

被害防

止

取

締

官

 $\mathcal{O}$ 

指示に基づき、

消

毒を行うこと。

七 土地を消毒する場合は、 特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき別表第二に定めるベイト

剤を用 いた方法で行うこと。

八 施設を消毒する場合は、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき別表第二に定めるワン

プ ッシ ユ 式 工 アゾ ] ル 剤を用 7 た方法で行うこと。

九

物品等

を消毒する場合は、

規

程別

表第四

一又は別点

表第五に基づき定められてい

る基準に該当する

構 造を具備する倉庫 文はサ 1 口 であって特定外来生物 被害防· 止 取 締 官がは 指定する場 所に お 1 て行

ただし、 ワンプッシ ユ 式 エ アゾー ル 剤を用 1 る場合につい てはそ  $\mathcal{O}$ 限りで は な

+ 前各号に掲げる消 毒  $\mathcal{O}$ 実 施 に当たって は、 植 物 検疫 てん蒸に おける危害防 止 対策要綱で定める

対策と同 様  $\mathcal{O}$ 消 毒 方法に 応じた対策をとること。

あ ŋ 科要緊急 対 処 特 定外来, 生物 に係 る廃 棄  $\mathcal{O}$ 命 令  $\mathcal{O}$ 基 準)

第四 条 規則 第二十 九 条  $\mathcal{O}$ 六第二項 E お 1 て 読 み 替えて準 用す る同 条第 項  $\hat{O}$ 規 定による法 第二十四

条  $\mathcal{O}$ 五. 第 四 項にお 1 て読 み替えて準 用する法第二十四条 の 三 第 項  $\mathcal{O}$ 規定に基づく 廃 棄  $\mathcal{O}$ 命 令  $\mathcal{O}$ 基

準は、 あ り 科要緊急対処特定外来生物を発見した場合であって、 前条に定める基準に従って行う消

害防 物 物 品 毒 等 に 品等又は  $\mathcal{O}$ 文は より当該あり科要緊急対処特定外来生物を十分に取り除くことが困難であると特定外 処 止 理 取 及 施 締 施設に 設 Ű 官が )清掃 を、 認 つい 前 8 に関する法律その た場合に、 条に定める基 て、 適切 当 該 な 全準に従 逸 他関係 出 あ 防 り科要緊急対 つて 止 措 法令に従って廃棄することとする。 置 消毒を行 **をとり、** 処特定外来生物 V) 当該 適切 物品 な 逸出防力 等又は施 の付着 ·止措置、 設 が ·密閉。 ただ、 又は混 をとっ さ Ļ ħ 入し た上で、 た状態で 対 7 象となる 来生物被 V) 廃 で直 る 棄 物

接焼却処理をする場合について

は、

前条

の基

|準に従って消毒をすることを要し

ない。

# 別表第一

1 臭化メチルによる消毒方法の基準(倉庫くん蒸)

(薬量の単位:グラム/内容積1立方メートル)

くん蒸時間	かくはん装置の有無	温度及び倉庫の等級											
		10 度未満		10 度以	上 20	度未	満	20 度以上					
		特 A	Α	В	С	特 A	A	В	С	特 A	Α	В	С
48 時間	有	38	42	51	59	30	34	41	48	22	25	30	35
	無	49	49	59	_	40	40	48	56	29	29	35	41
72 時間	有	38	42	51	59	30	34	41	48	22	25	30	35
	無	49	49	59	_	40	40	48	56	29	29	35	41
24 時間	有	53	56	_	_	42	45	50	54	31	33	37	40

2 臭化メチルによる消毒方法の基準(サイロくん蒸及びばら積倉庫くん蒸)(薬量の単位:グラム/内容積1立方メートル)

くん蒸時間	循環装置の	温度及び倉庫又はサイロの等級											
	有無	10 度未満			10 度以上 20 度未満			20 度以上					
		特A	Α	В	С	特 A	A	В	С	特 A	Α	В	С
48 時間	有	39	42	49	59	31	34	40	48	23	25	29	35
	無	_	_	_	_	_	58	58	58	_	43	43	43
72 時間	有	38	41	49	59	28	31	40	48	21	23	29	35
	無	_	_	_	_	_	58	58	58	_	43	43	43
24 時間	有	54	59	_	_	44	48	55	_	32	35	40	49

# 3 臭化メチルによるはしけくん蒸

袋詰めされた物品等については、倉庫くん蒸 (A級) に、ばら積みされた物品等については、 サイロくん蒸 (A級であって、循環装置を有するものに限る。) に準ずる。

- [注] 1 各表における温度は、原則として、倉庫又はサイロ内に物品等を搬入した後の消毒当日又は消毒前日の物品等の温度とする。
  - 2 かくはん装置及び循環装置は、投薬終了後2時間以内にくん蒸ガスを均一化することができる能力のある ものを用いるものとする。
  - 3 月別の概略的温度区分は、次の各号の一に掲げる場合に適用することができるものとする。
    - (1) 物品等の温度が測定できない場合
    - (2) 異なる本船に積載されていた物品等が同一の倉庫又はサイロに収容されている場合
    - (3) はしけくん蒸の場合

### 月別の概略的温度区分

地域	北海道、沖縄を除	北海道	沖 縄	摘 要
温度	く地域			

10 度未満	12月~3月	11 月~4 月	_	北海道における 12 月~3 月の臭化
10 度以上 ~	4月~5月、10月	5月~6月、9月	12月~3月	メチルくん蒸は、15%増の薬量を用
20 度未満	~11 月	~10 月		いる。
20 度以上	6月~9月	7月~8月	4月~11月	

- 4 物品等の温度が5度未満の場合は、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第16条の規定により表示され た使用量を限度とし、各表「10度未満」の欄に掲げる薬量の15%増の薬量を用いるものとする。
- 5 当該基準は当該物品の輸出入に際して行う検疫においてのみ用いるものとする。
- 4 臭化メチルによる消毒方法の基準 (短時間くん蒸) (薬量の単位:グラム/内容積1立方メートル)

種類	薬量	時間	倉庫の等級	適要
倉庫(海上コンテ	48. 5	3 時間	特 A 及び A(海上コンテナについて	(1)コンテナくん蒸を実施する場合

ナを含む) くん蒸	は「海上コンテナー詰輸入植物検疫	は、通気性の良好な積付けであるこ
	要領」(昭和 47 年 8 月 24 日付け 47	٤.
	農政第 4502 号農政局長通達) 第 12	(2)ガス濃度を 40 分以内に均一にで
	により指定を受けたコンテナ又は同	きるかくはん機を使用すること。
	要領別表2(注)の1の(2)の圧	(3)くん蒸後すみやかにガスを排出す
	力降下法により同表の基準を満たし	る装置を使用すること。
	た密閉形コンテナに限る。)	(4) 当該基準は当該物品の輸出入に際
		して行う検疫においてのみ用いるこ
		٤.

5 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準 (燐化水素としての薬量の単位:グラム/内容積1立方メートル)

種類	薬量	等級	温度及びくん蒸時間	
1 主 大只	木里	寸 似	温及及びく70 然時間	l

			10 度以上 15 度	15 度以上 20 度	20 度以上 25 度	25 度以
			未満	未満	未満	上
倉庫くん蒸	2	特 A	30 日間	20 日間	_	_
サイロくん蒸		特 A 及	_	_	9日間	6日間
ばら積倉庫くん蒸		びA				
無循環サイロくん蒸						
倉庫くん蒸	2	特 A	24 日間	16 日間	_	_
(かくはん装置(可搬式						
を含む。)のある倉庫に		特 A 及	_	_	7 日間	5 日間
限る。)		びA				
サイロくん蒸						
(循環装置のあるサイロ						

に限る。)			
ばら積倉庫くん蒸			

6 燐化アルミニウムによるはしけくん蒸

袋詰めされた物品等については倉庫くん蒸(A級)に、ばら積みされた物品等についてはサイロくん蒸に準ずる。

- 〔注〕1 10度未満の場合は使用しないこと。
  - 2 投薬方法は、庫外投薬機により投薬すること。ただし、かくはん装置のない倉庫くん蒸においては、 倉庫の通路又は麻袋上に錠剤又は粒剤を均等に配置する方法によることができる。
  - 3 各表における温度は、原則として、倉庫又はサイロ内に物品等を搬入した後の消毒当日又は消毒前日 の物品等の温度とする。
  - 4 かくはん装置及び循環装置は、投薬終了後2時間以内にくん蒸ガスを均一化することができる能力のある

ものを用いるものとする。

5 月別の概略的温度区分を適用する場合は、薬剤混入法による消毒で物品等の温度測定ができない場合に限り適用することができるものとする。

# 月別の概略的温度区分

地域	北海道、沖縄を	北海道	沖 縄	摘 要
温度	除く地域			
5度以上~7度未満	12月~2月	11 月	_	北海道における 12 月~3月の
7度以上~10度未満	3月	4月	_	燐化アルミニウムくん蒸は、
10 度以上~15 度未満	4月・11月	5月・10月	_	くん蒸中、5度以上の温度が
15 度以上~20 度未満	5月・10月	6月・9月	12月~3月	確保されると認められる場合
20 度以上	6月~9月	7月~8月	4月~11月	は、左記の概略的温度区分に

		かかわらず 11 月の温度区分に
		より実施できるものとする。

# 7 青酸ガスによる消毒方法の基準

(薬量の単位:グラム/内容積1立方メートル)

方法	倉庫の等級	実施方針の基準						
		薬量又は濃度	処理時間	温度				
青酸ガス倉庫くん蒸	特A又はA級	液体青酸 1.8						
			30 分	10度 - 20度				

# 別表第二

種類	方法	備考
ワンプッシュ式エア	内容積1立方メートルあたりトランスフル	床面から 150cm 以上の高さで左右均等に噴射
ゾール剤(ボタンを	トリンを 1.34mg 及びプラレトリンを 0.2mg	を行う。
押すことにより一度	又はトランスフルトリンを 0.8mg 及びシフ	噴射の際には内容物が壁面や荷物等に当たら
に内容量の定量(0.1	ルトリンを 0.1mg 以上噴霧する。	ないように留意する。
~3 ml 程度の少量)	コンテナと天幕の間にも同様量噴霧する。	コンテナ外部はコンテナ天幕くん蒸と同様に
を噴射させるエア		被覆用天幕(厚さ 0.15mm 以上のビニール天幕
ゾール剤)		又はこれと同等以上のもの)によりコンテナ
		が密封されるようにする。
ベイト剤(IGR 剤)	発見地点を中心に周辺 0.5ha について製剤	有効成分量はピリプロキシフェン 0.5%以上
	量で1回あたり1.68 kg/ha 以上散布する。	含有すること。

		週1回程度の頻度でベイト剤交換を継続し、1
		│ ヶ月間確認されなくなるまで継続する。原則
		として、薬剤の散布は降雨のないときに実施
		すること。
ベイト剤(フィプロ	発見地点を中心に周辺 0.5ha について製剤	有効成分量はフィプロニル 0.005%以上含有
ニル製剤)	量で 1 回あたり 0.4 kg/ha 以上となるよう	すること。
	に散布する。	週1回程度の頻度でベイト剤交換を継続し、1
		ヶ月間確認されなくなるまで継続する。原則
		として、薬剤の散布は降雨のないときに実施
		すること。